「週休2日工事」の発注者指定型の対象拡大について ~ お 知 ら せ ~

令和5年4月山口県農林水産部

令和6年4月からの労働基準法の罰則付き時間外労働規制の建設業への適用を目前に控え、週休2日の実現に向けた取組を強化するため、以下のとおり、週休2日工事の発注者指定型の対象を拡大することとしたので、お知らせします。

記

1 発注者指定型の対象工事拡大

「原則、請負対象設計額1億円以上の工事は全て」から「原則、請負対象設計額5千万円以上の工事は全て」とする。

2 適用基準日

令和5年5月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

3 その他

詳細は、山口県ウェブサイトより【「週休2日工事」の実施要領】を参照。

(1)農村整備部

山口県ウェブサイト > 組織で探す > 農林水産部 > 農村整備課 > 【お知らせ】週休2日工事の実施要領の改正について

(2) 森林部・水産部

山口県ウェブサイト > 組織で探す > 土木建築部 > 技術管理課 > 週 休2日の取組・余裕期間制度の活用について